

令和3年第1回
利根町議会定例会会議録 第5号

令和3年3月9日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚 良一 君
政策企画課 長	川上 叔春 君
財 政 課 長	蜂谷 忠義 君
福 祉 課 長	三好 則男 君
子育て支援課 長	花嶋 みゆき 君
生活環境課 長	飯田 喜紀 君
保険年金課長兼国保診療所事務長	直江 弘樹 君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	近藤 一夫 君
建 設 課 長	中村 敏明 君
学 校 教 育 課 長	中村 寛之 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大越 聖之
書 記	荒井 裕二
書 記	野田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

令和3年3月9日（水曜日）

午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第1 | 議案第9号 | 令和3年度利根町一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第2 | 議案第10号 | 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第3 | 議案第11号 | 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第12号 | 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議案第13号 | 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第6 | 議案第14号 | 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第15号 | 利根町農業委員会委員の任命について |
| 日程第8 | 議案第16号 | 利根町農業委員会委員の任命について |
| 日程第9 | 議案第17号 | 利根町農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 議案第18号 | 利根町農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 議案第19号 | 利根町農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 議案第20号 | 利根町農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 議案第21号 | 利根町農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 議案第22号 | 利根町農業委員会委員の任命について |
| 日程第15 | 休会の件 | |

1. 本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|--------|
| 日程第1 | 議案第9号 |
| 日程第2 | 議案第10号 |
| 日程第3 | 議案第11号 |
| 日程第4 | 議案第12号 |
| 日程第5 | 議案第13号 |
| 日程第6 | 議案第14号 |
| 日程第7 | 議案第15号 |
| 日程第8 | 議案第16号 |
| 日程第9 | 議案第17号 |
| 日程第10 | 議案第18号 |
| 日程第11 | 議案第19号 |
| 日程第12 | 議案第20号 |
| 日程第13 | 議案第21号 |

日程第14 議案第22号

日程第15 休会の件

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載したとおりです。

議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，議案第9号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

質疑通告議員は5名です。

通告順に質疑を行います。

11番船川京子議員。

○11番（船川京子君） それでは質疑を行わせていただきます。

23ページ，款3民生費，項2児童福祉費，保育対策総合支援事業費補助金（保育体制強化事業）マイナス188万9,000円。この補正なんですが，保育支援者を配置できなかったとの説明がありました。この事業の内容及び配置できなかった理由，また，継続事業であるならば，今後の見通しについてお伺いいたします。

33ページ，款9教育費，項1教育総務費，小学校統合準備委員会委員謝礼マイナス120万円。委員会開催が予定回数を開催できなかったとの説明をいただきましたが，それでも現場の声を反映するなど，円滑な対応ができたのでしょうか。現場の状況をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは，船川議員の御質疑にお答えいたします。

歳出23ページをお開き願います。

款3民生費，項2児童福祉費，目2児童措置費，保育所等補助金事業の中の保育対策総合支援事業費補助金（保育体制強化事業）の188万9,000円の減額についてですが，まず，この事業内容ですが，地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を活用し，保育士の資格を有しない保育支援者により，保育設備，遊ぶ場所，遊具等の消毒や清掃，給食の配膳や後片づけ，寝具の用意や後片づけなど保育に係る周辺業務を行い，保育士の負担を軽減することによって保育士が働きやすい職場環境を整備するための事業です。

事業要件としましては，本事業を実施する保育所等は，保育支援者を配置した月と前年

同月の人数を比較して、保育士、保育士以外のそれぞれにおいて同数以上であることとなっており、保育支援者を雇い、その分、ほかの人員を減らすことがないようにすることが要件となっております。

対象の施設は、保育所と幼保連携型認定こども園で、負担割合は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1です。

今年度は二つの園がこの事業を希望しておりましたので、限度額である月額10万円の12月分で2園分の予算計上いたしました。配置ができなかった理由としましては、一つの園は、保育支援者に従事していただきたい時間が早朝と夕方の時間帯で募集していましたが、なかなか応募がなく、雇えなかったとのこと。もう一つの園は、保育支援者を年度途中から雇うことができましたが、園が希望する時間のみ勤務していただいたことにより、月10万円の限度額までには至らなかったための減額となります。

今後の見通しにつきましては、来年度は、今年、保育支援者を雇っている園が引き続きこの事業を利用したいとのことでありましたので、当初予算に計上させていただきました。月額につきましては、園と保育支援者の調整で勤務時間の変更の可能性もあるため、上限の月額10万円で12月分の計上となっております。

町としましては、保育士の方々が働きやすい環境整備するため、事業に該当する園には、毎年、補助金の説明をいたしまして、利用希望があれば予算計上していく予定でございます。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、船川議員の御質疑にお答えいたします。

33ページをお開き願います。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、小学校統合事業、節7報償費、小学校統合準備委員会委員謝礼で120万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により会議を中止したことによる減に加え、議事及び検討内容の効率化を図り、専門部会の開催を極力全体会議と同時開催することで部会単独での開催回数を減らしたことによる減額です。

小学校統合準備委員会での検討事項としましては、総務部会では、主に学校の名称、校歌、校章に関する事、学校の通学体制、通学路、通学方法、安全対策、スクールバス等に関する事、学校の児童クラブに関する事。学校運営部会では、主に学校の教育課程、学校の行事、交流事業等に関する事。PTA部会では、主に学校のPTA組織運営、組織編制、規約、役員選出、運営計画等に属する事項に関する事などを検討し、その結果を教育委員会に報告するものとなっております。

小学校統合準備委員会での進捗状況につきましては、小学校統合に向けたタイムスケジュールに沿って順調に進んでいる状況です。スクールバスのルートなどを検討した際は、

児童生徒保護者の代表者や教職員の代表者の方から活発な意見が出され、よりよくなるように2回、3回とルートを変更し、決定いたしました。今月開催予定の小学校統合準備委員会においては、児童クラブについて検討を行い、児童生徒保護者の代表などから意見をいただきたいと思いますと考えております。

今後も小学校統合準備委員会の委員の意見を聞きながら、令和5年4月の統合に向けて粛々と進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 現場を考えると、まず最初の児童福祉費のほうなんですけれども、このコロナ禍という環境を考えた場合に、本当に望ましい対応だと思います。人材が結局は確保できなかったということは、この役割の担い手を見つけることが困難だったと。要するに、希望してくださる方が、現場はなかなか見つけることが難しかったとの理解をさせていただきますが、この人員確保に向けて、何か今後町としてできることがあるのであればお伺いしたいと思いますが、結局、募集は、現場の募集になると思うので、そのメリットをお伝えするぐらいしか、役場の、要するに担当課の役割としてはできないのかなとの印象は持ちますが、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

それともう1点。学校のほうなんですけれども、こちらコロナ禍の影響が大きく、開催できなかったということは、大変よく理解をいたしました。ただ、その中で、現場の工夫や、統合して一緒に会議ということで工夫をされて積み上げてこられたことも、よく理解ができました。

最終的な結論として、1点だけ。それらの現場の誠実な対応の積み重ねの中で、今日まで適正な結論を導かれてきたと、そのように理解してよろしいのでしょうか。その2点だけお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 保育支援者の募集に関しましては、園の手伝っていただきたい種類がありますので、園のほうにお任せしているところです。今、全国的にも、保育所等でクラスターが発生するような状況になっておりまして、園児のほうも休める御家庭は休んでいただきたいとお知らせとかもしておりまして、園のほうではなるべく保育支援者のほうにも必要のところだけやっていただくような感じで募集している状況もありますので、その辺を推し進めていっていいのかどうかという微妙なところがありますので、その辺はちょっと園のほうにお任せしながら、今後も考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） お答えいたします。

総務部会、PTA部会、学校運営部会のほうで、それぞれタイムスケジュールに沿って

進めております。それで、議員おっしゃるように、委員さんの意見を聞くことは非常に大事だと思いますし、それを反映しながら、来年度に向けても、あと来年度、今年度、今年中には統合準備委員会でいろいろなことを決定したいと考えておりますので、それに向けて肅々と進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質疑が終わりました。

次に、6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。令和3年度利根町一般会計補正予算（第11号）に関しまして、複数お聞きいたします。

まず、17ページ、一般会計補正予算17ページの総務費、総務管理費、地域振興費、企業誘致推進事業の補助金、企業立地奨励金279万3,000円の内訳、内容についてお伺いいたします。

次に、19ページから20ページにわたっておりますが、民生費、社会福祉費、老人福祉費の老人クラブの助成事業、利根町単位老人クラブ補助金26万2,000円減の、何件、今まで補助金に出していたものがどのような理由で減ったのかということをお聞きいたします。

それから、27ページにいきますと、生活環境課さんのほうの範囲で3件お伺いします。

27ページの衛生費、保健衛生費、環境衛生費の高度処理型浄化槽設置整備事業費679万2,000円の内訳、それと理由ですね。同じく、環境衛生費の太陽光パネル設置助成事業、太陽光発電システム設置費の補助金216万2,000円の減の内訳と理由。3点目は、衛生費の中の清掃費、清掃総務費、清掃事業の委託料、指定ごみ袋製造業務委託581万6,000円の減の理由。3点お伺いいたします。

続いて、28ページの農林水産業費、農業費、農業委員会費、機構集積支援事業、これでタブレットパソコン28万円ということで上げておられますが、そのタブレット台数が複数だと思うんですけれども、こちらが何台なのか。それから、現地での情報とかを共有されるというふうに聞きましたので、その情報共有と方法と関係して、そのタブレットをどのように使うのか、そちらのほうをお示してください。

続いて、31ページの土木費、道路橋梁費、道路橋梁総務費の関係共通費、弁護士委託335万4,000円。こちらの回数ですとか、どのようなことを行われたのか、こちらについてお聞きいたします。

それで、あと、33ページの教育費の小学校統合準備委員会委員謝礼については、今、船川議員のほうからお聞きにされましたので、こちらのほうは省略させていただきます。

以上です。お願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。

川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） 補正予算書17ページ、款2総務費、項1総務管理費、目

7 地域振興費の中の企業誘致推進事業の企業立地奨励金279万3,000円の内訳、内容はどの御質疑でございますが、企業立地奨励金は、利根町企業立地促進条例第4条第2項の規定によりまして、対象施設の新設、増設または移転に要する土地家屋及び償却資産のうち、町において新たに課税対象となる資産に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額の合計額を限度として交付するとしております。この規定に基づきまして、株式会社カスミに企業立地奨励金を交付するため、固定資産税相当額を計上したものでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

議案書19ページ、20ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費の利根町単位老人クラブ補助金で26万2,000円の減額ですが、こちらは各地域における老人クラブの活動を促進するために補助金を交付するもので、補助額は、こちら、クラブ員数50人以上が5万円、50人未満が4万6,000円となっております。また、異世代交流、こちら、異なった世代の交流の事業を実施するクラブに対しては、さらに1万円を上乗せして補助を行っております。現在の老人クラブ数は19のクラブがございまして、そのうち50人以上のクラブは六つ、6クラブです。50人未満のクラブが13クラブ、異世代交流を実施しているのは3、三つのクラブとなっております。当初予算計上時は、新規にクラブを立ち上げる地域の増加や会員数の増加を見込み、予算を計上しておりましたが、現時点において新たに立ち上げるクラブ等がなかったため、不用額となった額を減額しております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 27ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費、高度処理型浄化槽設置整備事業費補助金について御説明いたします。

平成30年度に龍ヶ崎衛生組合と8市町村が合同で龍ヶ崎地域循環型社会形成推進計画、期間が平成31年4月1日から令和8年3月31日までの7年間の計画を作成し、国へ提出しております。この計画を基に予算計上しておりましたが、申請件数が少なかったため、減額いたしました。計画内容は、7人槽の浄化槽10基、単独槽除去費用10基、宅内配管工事費5基分です。

次に、太陽光発電システム設置費補助金について御説明いたします。

当初予算には、太陽光パネル20基分、蓄電池20基分を計上しておりましたが、申請件数が少なかったため、減額いたしました。太陽光パネルを20基分にした理由ですが、過去5年間の実績のうち一番申請が多かった件数を参考にしております。また、蓄電池に関しましては、今年度からできた県の補助金で内示が6基分だったため、減額いたしました。太陽光パネル分と蓄電池分合わせて約216万1,000円を減額しております。

次に、27ページ、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、指定ごみ袋製造業務委託について御説明いたします。

コロナ禍の中、令和2年度は安い外国産のごみ袋が入ってこず、高い国内産のごみ袋を購入いたしました。令和3年度の当初予算を計上する時点では、安い外国産のごみ袋を購入することができるかどうか定かではなかったため、高い国内産のごみ袋で当初予算を計上しました。今年度、安い外国産ごみ袋を購入することができたため、予算を減額したものです。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 近藤農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それではお答えします。

28ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、機構集積支援事業、タブレット購入代28万円の増につきましてお答えします。

タブレットの台数は、7台でございます。情報共有について、共有先としては農地中間管理機構に情報を提供しております。この農地中間管理機構は、遊休農地や地域内の分散した農地を整理して、それらの農地を機構で借受け、法人や大規模所有者等にまとまりのある形で貸付けを行っております。貸し付けるに当たり、農業委員会で全農地の利用状況を現地確認し、機構に情報提供するものでございます。現在は、紙の図面で現地確認を行っておりますが、タブレット導入により、その現地農地がどの地番の農地に該当するかが容易に把握でき、農地の利用意向も共有することができ、調査の効率化につながると考えております。

農地中間管理機構に共有の方法でございますが、農業委員会で上がってきたデータをエクセルデータにまとめまして、そのエクセルデータで報告しております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） それではお答えいたします。

31ページをお開きください。

款7土木費、項1道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節12委託料335万4,000円の増額補正につきましては、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部での町道104号線の建物収去土地明渡請求事件の弁護士事務所への委託料の精算金として計上したものでございます。

内容としましては、弁護士報酬及び和解条項に添付された図面作成に係る費用でございます。内訳としましては、弁護士報酬が税込みで330万、弁護士事務所での図面作成立替金、これは相手側と折半でございます。9万7,625円、以上の339万8,000円が予算額でございます。

当初予算で13万2,000円の弁護士日当を計上しており、今年度4回の裁判期日があり、

8万8,000円を支出した残金4万4,000円がございますので、差引き335万4,000円の増額補正を計上したものでございます。なお、裁判の期間は、令和元年8月29日から令和3年12月20日まで、裁判の回数は13回でございます。

建物収去土地明渡請求事件として3回、建物収去土地明渡請求調停事件として10回の審議がなされております。この件につきましては、令和3年12月20日に和解しております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） お答えいただきました中で、1番目の企業立地奨励金、それから、あとは単位老人クラブ助成事業補助金について、それから、農業委員会のタブレット28万円、これについて再度お伺いしたいと思います。もう一つ、ただいまの31ページの道路橋梁費の弁護士委託について、再度質問したいと思います。

まず、17ページの企業立地奨励金279万3,000円の内訳ですね。こちらがカスミさんのほうへの対応として、条例ですね、利根町企業立地促進条例、こちらについて、第4条ということで御説明いただきました。カスミさんへの対応としては、この条例に基づき、立地奨励措置、それから、雇用促進奨励措置というのがあります、第2項で、固定資産税及び都市計画税に相当する額の合計額を限度として交付する、これに当たるということです。

そして、1点確認したいのは、第3項の立地奨励金の交付対象期間、これに当たったということよろしいのでしょうか。その確認だけお願いします。

続いて、2番目の単位老人クラブ補助金についてですが、そのクラブの規模によつての金額をお伺いいたしました。異世代交流についてが1万円プラスになる。これの見込みと、結果的には新規クラブのほうがちり上げがなかったということをお聞きいたしましたが、老人クラブのほうの、今までですね、50人以上と未満のほうで活動されていた、こちらのほうは減らなかったということよろしいのでしょうか。

続いて、28ページ、タブレットパソコンのほうのお話ですけれども、タブレットを現地に持っていき、その位置情報、番地とかがすぐ分かるというのは、タブレットのほうの機能として地図情報ですとか、そういうものを見て現地を確認しつつ、写真等も撮り、それで、エクセルデータをその現地のほうに持っていき、確認作業を、そのデータはそのタブレット上にあるということよろしいのでしょうか。

続きまして、最後に、道路橋梁費の弁護士委託ですけれども、これは、令和元年から令和3年までの全て総合して今までのものを計上されたということであれば、これがこれからランニングコストとしてこの規模で発生するということなのか。また、弁護士委託費について、これからの見込みをお伝えください。

以上です。お願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） お答えをいたします。

まず、企業立地奨励金の件でございますが、石山議員御指摘のとおりでございます。企業立地促進条例第4条第3項の規定によりまして、今年度から5年間の交付ということになります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

議員御質問の、こちら、クラブ数でございますが、先ほど御説明しましたとおり、現在のクラブ数に見込みの、新規で新しく立ち上げるクラブを見込みで計上しておりましたので、その新規で立ち上げるクラブがなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 近藤農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それではお答えします。

タブレットの中にデータ保存するのかということなんですが、先ほど紙の図面で現地の確認を行って、今現在行っているんですが、タブレットを導入することにより、地図アプリ、番地ですか、議員おっしゃるとおり、が確認できますので、そのためのタブレット購入でございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） それではお答えいたします。

御質問の件は、建物収去土地明渡請求事件に係る全ての精算金でございますので、これからのランニングコストとか、そういうものはございません。精算金でございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石山肖子議員の質疑は終わりました。

次に、9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、事業名は保育士等処遇改善臨時特例事業職員手当等でございます。補助金で、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例補助金ですが、枠は843万3,000円です。説明によりますと、2月から9月までの間、3%の引上げをします。それで処遇改善を図るというわけですが、国の説明によると、3%引き上げますと月額9,000円の処遇改善というわけですが、町のほうに來まして補助金ですが、843万3,000円の積算基礎と該当する施設の保育士等について、お尋ねします。

それから、すみません、よろしいですか。款4の衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費ですが、これは当初予算で1,141万円の予算化してあります。先ほど石山議員のほうから質疑ありまして答弁を伺いましたので、私は、それで、この不用額が679万2,000円出ました。そして、令和元年度の決算ですが、決算では641万円です。令和2年度の決算で

は425万7,000円でございますが、この不用額につきましては、この各年度の決算額を上回る679万2,000円の不用額出ましたけれども、その予算計上する根拠でございますが、どういう根拠で予算計上しましたか

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、五十嵐議員の御質疑にお答えいたします。歳出25ページをお開き願います。

款3民生費，項2児童福祉費，目2児童措置費，一番上になります。24ページから25ページにかけてになりますが，保育士等処遇改善臨時特例事業の中の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例補助金843万3,000円の増額についてですが，まず，この事業内容は，国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策において，新型コロナウイルス感染症への対応と少子化高齢化への対応が重なる最前線において働く教育・保育施設等における保育士等の処遇改善をするため，収入を3%程度引き上げるための措置を令和4年2月から9月まで実施し，その後も賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として賃金改善を行う教育・保育施設等に対して，その賃金改善を行うために必要な費用の補助として各園の臨時特例補助金となります。

補助対象施設は，町内の保育所，認定こども園，事業所内保育所の6園，全部が対象となります。処遇改善の対象者は，保育士，幼稚園教諭，保育教諭のほかにも調理員や栄養士，事務職員など，施設，事業所に勤務する全ての職員が対象となります。ただし，法人役員を兼務する施設長や延長保育，預かり保育などの通常の教育・保育以外のみに従事している職員は対象となりません。

補助金の算定方法につきましては，各園の定員区分の中の預かる児童の年齢区分ごとに補助基準額が決まっていますので，それに令和3年度の平均利用児童数を乗じて補助金が決定的いたします。各園からは，初めに賃金改善の計画書と，実施後に実績報告書を町に提出していただき，適正に支出されているのか確認いたします。負担割合は全額国庫補助となります。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 御質疑にお答えいたします。

先ほど石山議員の御質疑の中でもお答えした内容と同じになってしまうんですが，27ページ，款4衛生費，項1保健衛生費，目4環境衛生費，高度処理型浄化槽設置整備事業費補助金について御説明いたします。

平成30年度に，龍ヶ崎衛生組合と8市町村が合同で龍ヶ崎地域循環型社会形成推進計画，期間が平成31年4月1日から令和8年3月31日までの7年間の計画を作成し，国へ提出しております。この計画を基に予算計上しております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは、保育所の保母の配置状況ですが、ちょっと説明じゃなくて申し上げます。今の現状ですね、これ文部科学省じゃなくて厚生労働省の基準でございまして、ゼロ歳から、ゼロ歳ですね、ゼロ歳児は3人に対して保育士が1人でございます。ゼロ歳3人で見るとは非常に厳しいと思うんですね。それで、1歳と2歳については6人に1人です。3歳児は20人に1人です。4歳と5歳児は30人に1人です。このように、多くの乳幼児をくまなく目配りするのは、非常に大変でございます。コロナ禍における保育所の実態が、国や県のほうの、やっぱり厚生労働省で、いろいろ苦難の道を歩んでいますね。いや、保育所は確かに大変でございますよね。学校については、義務教育ね、公立学校ですね、よく教員に対しては加配という言葉で、余計に厳しいから、余計に配置しています。加配という言葉を使ってやっていますが。

それで、保育所の実態は、非常に幾らその3%の賃上げが行っても、9月からは各園の状況によってやれと。これも非常に厳しいですね、もう決まった中において、その賃上げるだけの余裕はなかなかないでございますね。

そして、厳しい折、国のほうでは2015年から、3歳児は20人の場合は15人に、その定数を引下げました。ですから、保育行政もこのコロナ禍において、実態がはっきり分かってきましたね。確かに今、課長おっしゃるように、その各保育所の労働環境については、国の基準だけの保育士では、なかなか到底保育できないんですね。プラスアルファ的に、やっぱり雇ってやっていますね。そういう実態はいかがでしょうかね。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 特に、4月はまだ人数が、4月からどんどん入所してくる人数が増えてくるような状況になっておりますので、常勤の方は最初に配置して、それで、非常勤の方を補助としてつけておいて、それで、人数が、乳児とかが増えていきますと、それに時間数を増やしながら対応していくような状況になっています。それなんで、急に雇ったりとか首にしたりということではなく、時間数の調整、非常勤さんの時間数の調整とかで、みんなを雇いながら、調整しながら、最初の保育士さんたちをつける人数に補助としてつけて調整しているようなところです。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐議員に申し上げます。ただいまの発言は質疑の範囲を超えていますので、注意します。

五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ちょっと範囲を超えましたんで、おわびします。

それから、浄化槽でございますが、浄化ですが、高度化、これは耐用年数とか経年劣化とか何かで、これは現在使っている浄化槽が劣化した場合に更新する場合は、再申請は可能かどうか。これは1回限りか、それとも、そういう状況によっては更新ができるのかど

うか。

それから、保育所についても、このコロナ禍における実態が、厳しい環境が分かってきたんですね。やはり国のほうの厚生労働省と文部科学省で、やっぱり省庁が違いますから、やり方も違うんですね。これ、今度は合併という話もありますけれども、それは別にしまして、その点だけお伺いします。課長、どうも。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） この補助金制度なんですけど、国、県、町から補助を出すような形なんですけど、毎年、条件がいろいろ変わってきております。例えば国補事業、以前の浄化槽が国補で、補助金で設置しているかどうかというのも出てきますし、または移設、新築、例えば今住んでるところから違うところに引っ越して、その浄化槽設置するときに補助の対象になるかどうか、いろいろ条件がありますので、今、五十嵐議員が補助の対象になるのかどうかという条件がいろいろありますので、その条件に合わせて補助の対象になるもの、ならないものがありますので、今、言っているものが補助の対象になるかどうかというのはちょっと判断はできませんが、いろいろな項目がありますので、内容によって、補助になるかどうかということは、事前に生活環境課のほうに御相談をしていただければ、こういうときには補助の対象になりますよ、こういう条件では補助になりませんよということをお話しできますので、条件がいろいろ毎年変わってきていますので、今ここで言うのは控えたいと思います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐辰雄議員の質疑が終わりました。

次に、5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） それでは、24ページの施設型給付費支給事業で、511万8,000円の減と。これは布川保育園については130万1,000円の増、二葉幼稚園で94万4,000円の減、大和幼稚園で給付として547万5,000円、このような、大きな減額。この説明では入所者の減と言っていますけれども、増減があるんですよ。それで、これは、なぜこのような大きな金額が減額されると。これ、当初見込みの誤りというようなこと言っても、ちょっと難しい、入所者を把握するのが難しいというようなことあるんでしょうけれども、あまりにも、547万5,000円、大和幼稚園のほうでは出ていると、その辺について説明してください。

それと、衛生費の、これは先ほども答弁がありましたので分かりましたけれども、1点だけ。高度処理型浄化槽設置事業で、これは公共下水道が難しいようなところに、この浄化槽を設置していると思うんだけど、その地域としては、大体この浄化槽を設置する地域というのは、この辺の地域を対象、対象というよりも、公共下水道が持っていくのは、1軒とか2軒のそこへ持っていくのには莫大な金額がかかるんで浄化槽で対応していると思うんですよ。その辺、分かったら教えてください。

それに、最後かな、41ページの諸支出金で、積立金1億3,059万1,000円。これは、説明では将来の返済が含まれていると。この辺の、どのような返済が含まれているんだか、その辺説明してください。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、石井議員の御質疑にお答えいたします。

歳出24ページをお開き願います。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費の中の施設型給付費支給事業扶助費の511万8,000円の減額についてですが、例年、増額改定が行われていました給付費の算定基準となる国の定める公定価格の単価を当初はプラス0.3%で予算計上していましたが、今年度は会計自体が行われなかったため、全体的に残額が生じました。及び各園の理由としましては、布川保育園につきましては、実績見込みでは、1号認定では満3歳児が延べ人数で5名の増、2号、3号認定では延べ人数でゼロ歳児が4名の増となったこと及び児童数増加により加算額の単価についても高くなったための増額となります。

利根二葉幼稚園につきましては、当初、基本分単価に各加算を見込んでおりましたが、一部の加算が適用とらなかったため、及び先ほどの公定価格の増額がなくなったことによる減額となります。

利根大和幼稚園につきましては、2号、3号認定で延べ人数で28名の減となったための減額です。特に単価の高い低年齢児の入所が少なかったため、大きな減額となっております。利根大和幼稚園の給付費は、当初予算においても前年度より減額して計上しておりますが、見込みを上回る減額となりました。低年齢児枠であり単価が高いため、もし途中で入園する児童がいた場合に備えて給付費が不足しないように調整していたため、今回の減額補正となりました。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） お答えいたします。

27ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費、高度処理型浄化槽設置整備事業費補助金ですが、こちらに関しましては、下水道が整備していない地域に浄化槽を設置する場合の補助金になります。下水道が整備されているところに関しましては、この補助金は対象になりません。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長、もう1点、その地域はどの辺ですかという質問がありましたのでお答えください。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 申し訳ございません。下水道が整備されていない地域になりますと、布川地区、市外化区域に関しましては、全部、利根町は整備されておりました。

て、整備されていないのは、市街化調整区域になります。例えば惣新田、あとは下曾根、上曾根地区と、あと、飛んで点在している住宅に関しましても整備されておられません。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） それではお答えいたします。

41ページをお願いします。

款11諸支出金，項1基金費，目5減債基金，節24積立金についてですが，こちらは普通交付税の追加交付分を積み立てるものでございます。

今回の普通交付税の追加交付につきましては，国の補正予算に係る財政措置によるものでございます。今回，補正額の1億3,059万1,000円のうち，5,616万8,000円が臨時財政対策債償還に係る算定額となっております。こちらは，令和3年度借入れの臨時財政対策債につきまして，後年度に，この算定額分が普通交付税に算入されない形となります。臨時財政対策債は，基本的に全額が交付税に算入されますが，令和3年度に借り入れた臨時財政対策債の償還分につきましては，この5,616万8,000円分を先に交付して，その分，後年度の算入額から差し引いて算定することになります。

当該交付分の取扱いについては，総務省から減債基金への積立ての上，将来の公債費負担に備えるよう指示がありました。今回の補正予算につきまして，財政調整基金の調整を行っていることから，追加交付分全額を減債基金へ積立てを行い，将来の財政負担軽減を図るものでございます。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

暫時休憩します。再開を11時10分とします。

午前10時54分休憩

午前11時10分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に，8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それではお聞きいたします。

私は繰越明許費補正ということで，今回質問をさせていただきました。今，予算の執行の中でいろいろ質疑があったんで，大体分かりました。2月から9月分まで，あるいは保育士等については，非常勤職員，あるいは派遣職員等も対象になるんだよというようなお話，また，延長保育，預かり保育の職員ですか，これ臨時職員，これは対象外だよというようなお話もあったかと思えます。

いろいろお話聞いている中で，ちょっと二，三，疑問が湧いたんでお聞きしたいと思うんですが，延長保育，預かり保育をしているこの職員というか，この人たちは，これは専任ではないでしょ，臨時でしょ。専任なのか，臨時なのか。延長保育，また預かり保育を

されている方、その方というのは、それを専任としてやっているのか、あるいは臨時としてやっていらっしゃるのかな。その辺によっても、今回の3%に該当する9,000円相当額の支給が変わってくるのかなというふうに思うんで、それが1点と、それから、今回3月でこれ可決しますよね。ということは、2月分から遡ってやるということなんですけれども、2月分というのは、これはどういう形で支給するんですか。給料という形、要するに上乘せという形なのか、2月、3月をまとめた形での一時支給みたいな形でやるのか、どうなのかなということですね。

もう一つ、9,000円という額が、この額そのものは、これははっきりしちゃっているんですか、もう3%、9,000円だと。しかし、3%、収入を3%引き上げる云々という言葉から言いますと、何て言いますかね、今までずっと勤めてきた人のほうが、長年勤めてきたほうが当然給料は高いと思うんですよね。後から入ってきた方というのは低いと思うんですよ。それを、収入に合わせたパーセンテージでやると、9,000円という数字じゃなくなると思うんですが、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

この補助金に該当しないか、するかというところで、延長保育、預かり保育などの通常の教育・保育以外にのみ従事している職員は対象となりませんということで、通常の教育・保育に従事しながら、延長保育等にも従事する場合は該当となります。

それから、2月から遡る場合の支給の仕方なんですけれども、2月、3月分に関しては、一時金で支払うという方法も可能となっております。ただ、4月からは毎月支給していくというような方法で支給してくださいというようなことで指示がされております。

それから、9,000円という数字なんですけれども、こちらは平均月収が30万円の方で9,000円という形を例として出してありまして、賃金改善の額は、全ての職員について必ずしも同一、一律、同一とする必要はなくて、事業者が各施設等の状況を踏まえて、給料の体系によっても状況を踏まえて判断することも可能となっておりますということになっております。ただし、特定の職員に合理的な理由なく、偏った賃金改善が行われるといったような状況にならないようにすることとされております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今の最後の9,000円の部分で、何かちょっと今、理解できない面がありますね。30万円の3%、9,000円、これは分かりますけれども、私が言った給料といますか、それが高い人、低い人では、この9,000円そのものが行き渡らないというふうに思うんですよね。9,000円相当分なんでしょうけれども、全体として、平均として9,000円ぐらいということなんでしょうけれども、これ上がるのか、上がっちゃう場合も

あるだろうし、下がっちゃう場合もあるような感じするんでね、30万円以上の職員がいっぱいいる場合には当然満額っていいですか、それが支給されるだろうし、30万円以下の職員が多い場合は9,000円を下回るんじゃないかと。だから、その辺の配分は、行政側でやるんですか、それとも園側でやるのかな。ちょっとその辺、分かっていたら教えてください。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） お答えします。

補助要件としまして、補助額の全額を賃金改善に充てることとされております。それで、配分に関しましては各園に任せてありまして、改善については、最低でも改善額全体の3分の2以上を基本給または決まって毎月支払われる手当により行うこととされていて、最後に残った額をまとめて支給するような形でもいいというふうな形になっております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑を終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第9号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第2、議案第10号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

質疑通告は3名です。

通告順に質疑を行います。

11番船川京子議員。

○11番（船川京子君） それでは、事業勘定について質疑をさせていただきます。

11ページ、款6保健事業費、項2特定健康診査等事業費465万円の減額。内容ですが、受診件数が1,000人分減との説明がありました。コロナの影響が最も大きいのではないかと容易に推測はできるのですが、1,000人という大変大きな人数ですので、コロナ以外に

も何か理由があったのではないかと考えているところです。もし、コロナの影響以外でこれだけの人数が減った理由があるとしたら、それをお聞きしたいと思います。

また併せて、今後の対応をどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、船川議員の御質疑にお答えいたします。

予算書の11ページの款6保健事業費、項2特定健康診査等事業費465万円の減額でございますが、議員の御指摘のとおり、コロナウイルス感染症の感染状況が影響していると思います。特定健診の受診方法は複数の選択肢がありまして、本年、令和3年6月に集団健診を9日間、8月に追加健診で、これは6月健診に実施されていない方に対して追加健診を2日間、また、11月にミニドック健診、これは特定健診と保健福祉センターのがん検診を同日、同じ日に受診する健診を2日間実施しております。

それ以外では、直接医療機関で受診を受けていただく個別健診となります。

コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、特定健診の受診方法が変わっております。令和元年度までは予約制は導入されておらず、受診者の方々は健診会場、日時を自由に選べておりましたが、令和2年度から感染防止対策として電話での事前予約をしていただき、健診希望日と時間帯を予約していただき、後日、健診会場に来ていただき、健診を受診していただく方法に変更しております。

受診率の向上の対策として、令和3年4月に広報紙に掲載し、6月に実施する集団健診、7月の広報には8月に実施する追加健診を掲載し、その後、5月と6月に回覧を配布しております。また、健康カレンダーに掲載し、健診受診率の向上に努めてまいりましたが、受診者数が伸びなかった状況であります。

また、令和2年度においては、集団、追加健診は、コロナの影響で12月に実施し、令和3年度は集団健診、追加健診は6月と、令和2年と令和3年を比べますと健診期間の間が6か月間と短いため、集団健診と追加健診の受診をやめる方がいたのではないかと考えております。

次に、今後の対応についてですが、広報、回覧などの周知に加え、令和4年度、新年度予算になりますけれども、過去、特定健診を受けた方に、健診結果内容を記載した書類を発送して、健康受診率の向上を計画しております。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今の課長の説明で、やはり大本はコロナの影響が最も大きく、それによって受診方法を考えざるを得ない、そういう環境ではなかったのかなと思います。そこで、周知の方法なのですが、情報メールとか、あと、今、サイトも持っていると思う

んですけれども、そういったものを活用して、とにかく隅々までお知らせすることが望ましいと思いますが、その周知方法について、もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 船川議員の、先ほど利根町の情報メール活用ということなんですけれども、実は令和2年度に実施しました。情報メールを配信したんですけれども、配信後の予約数が低調であったため、令和3年度に関しては回覧配布ということで、情報の周知を変更したというのは現状であります。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） たとえ情報メールを配信しても、複合的に啓発をしたとしても、ベースにコロナがある限り、望ましい結果は受け取れない可能性が大きいかなと思います。その上で、ホームページ等、要するに町の持っているSNSの活用についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） お答えいたします。

ホームページへの掲載なんですけれども、そちらのほうもやはり掲載しております。掲載したんですけれども、やはり全員がパソコン使うというか、携帯でもガラケーとかいろいろありますので、ちょっと情報が全員にいくかということになると、そこまでいかないんじゃないかなと思っています。案外、今回の健診で、健診期間が終わった後、やっぱり個別健診をしたいという方に対しては、医療機関のほうを紹介しています。茨城県の場合ですと、茨城県の国保連合会と医療機関との契約によって個別健診が成り立つんですけれども、県内の医療機関では、今の現時点では584か所の医療機関で個別健診が受けられます。また、町内ですと、今、医療機関の名前ちょっと覚えていないんですけれども、たしか、3医療機関が個別健診で受診できるような状況であります。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質疑が終わりました。

次に、5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） それでは、議案第10号、利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）で、諸収入の目で一般被保険者第三者納付金75万9,000円、それに一般被保険者返納金で30万5,000円、これ、第三者納付金については1名、現物給付については30名というような説明があったんですけれども、これ第三者納付金というのは、これ交通事故だと思っんですよ。それで、この交通事故という、国保を、交通事故で国保を使ったということで、これは医療機関から、個人から申出、国保を使わしてくださいという形で処理するのか、その辺のこと。

それともう1点は、これ、この30件の返納金、これ、なぜこのように返納金が生まれた

か。

それと、もう1点は、10ページの保険給付費で613万円の減額、これ高額療養費。高額療養費でそれだけ支払わなくて済むわけだから、健康保険のほうとしては、これはいいと思うんですよ、それだけ医療費が減らないわけだから。ただ、なぜ600万円もの大きな金額が出た理由、これ、コロナの関係もあるんでしょうけれども、その辺説明してください。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、石井議員の御質疑にお答えいたします。

まず、予算書の8ページの款6の諸収入、項2の雑入、目2の一般被保険者第三者納付金75万9,000円についてですけれども、今回の第三者の場合は、交通事故によるけがなどで保険証を使用して病院で受診したもので、第三者に対して有する損害賠償の求償と代位取得するもので、国保連合会へ求償事務を委託し、相手方の自賠責で返納されたものでございます。

今回、石井議員の御質疑のところ、第三者行為であった場合は、どこから問合せ、もしくは本人申請なのかということなんですけれども、まず、被保険者の方が交通事故とか行った場合は、本人からの申請、問合せですね、または保険会社、あと、医療機関によってはこの人、交通事故なんですけれどもということで、その医療機関からもお問合せあります。あと、レセプトで1か月遅れなんですけれども、レセプトの状況によって、国保連合会からのお問合せもあって、それは第三者行為ということであった場合は、その本人の保険者、本人もしくは保険会社のほうからもお問合せがありますので、それに対応しております。

次に、目4の一般被保険者返納金は30万5,000円で30件ですけれども、これは先ほど国保資格喪失後、国保の保険証を使用して医療機関に受診したことに伴い、給付費を返納していただく額が確定より、今回、補正で予算計上したものです。

社会保険に加入されていても、国保の資格喪失をされていない方は、あと、社会保険証の交付される前に国保の被保険者証を使って医療機関にかかっている方もおられます。今回、返納金の場合は、国保加入の後に、啓蒙的な指導でパンフレットにこういう掲載がしておきまして、もし社会保険に変更になった場合は、このような必要な書類は保健証とか、そういうことで手続はしてくださいと。だから、喪失のときに、医療機関にかかったかどうかということも確認しています。そのとき確認した場合は、すぐ医療機関のほうに電話しまして、資格が違っているということで説明するんですけれども、ただ、やはり遡って2年前に、もう社会保険に入ったとかそういうこともありますので、それは本人に請求するか、連合会に委託するか、あとは相手方の社会保険のほうで請求、返納していただくかということで、いろいろなケース・バイ・ケースで内容が変わってくる場合もありますので、

返納金自体は今回は30件ということで多いんですけども、今回の予算に計上しております。

あと、予算書の10ページの款2の保険給付費、項2の高額療養費、目1の一般被保険者高額療養費で、今回の補正でございますけれども、当初予算では過去3年間の給付実績に基づき、1人当たりの費用と件数を割り出し、国保加入の人口、加入者数を加味しながら、給付率を含めて算出しております。計算上、当初見込みより500件ほど高額療養費の該当者数が減っておりますので、その差額で613万円を減額したものでございます。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今の被保険者の返納金ですか、ケース・バイ・ケースでやっているんだというような説明なんだけれども、町の有利になるような方法でやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは伺います。

歳入なんですけれども、コロナウイルス感染症の減免補助金、説明が何割、何割というような説明があったかと思うんですが、これは、内容はどういう方、どういう方というのはあれなんだな、以前に説明があった疾病等の関係なのか、住民税の非課税世帯等の関係なのか、いろいろ項目があると思うんで、その辺ちょっと説明してください。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

まず、予算書の7ページの款3県支出金、項1の県負担金補助金、目2の災害等臨時特例補助金で34万6,000円の増額ですけども、これは、新型コロナウイルス感染症減免補助金でありまして、新型コロナウイルス感染症による所得の減少に伴う保険税の減免に対する補助金でございます。補助率は、減免額に対して60%、令和3年度の今回の補正予算ですけども、対象者数は5名分、保険税の減額は57万6,000円の減免額に対して、補助率34万6,000円が補助金でございます。残りの40%の23万円は、款3の県支出金、項1の県負担金補助金、目1の保険給付費等交付金の特別交付金で賄われております。

あと、議員の御質問でありました、傷病手当金、これはコロナ感染または濃厚接触により、勤務手当の補填の部分になりまして、それは、もし申請があって補填になる場合は、傷病手当金ということで、支出のほうで、その本人の方に支払う内容になります。今回の補正は、あくまで事業者の方で収入が減った場合に対して、保険税の減免措置ということ

でなります。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 分かりました。それでは、この34万6,000円、歳出のほうも項目はどのような、どこの財源になっているんでしょうか。ちょっとその辺だけ教えてください。

○議長（新井邦弘君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） お答えいたします。

まず、予算書の7ページを見ていただきたいんですけども、歳入で、款1の国民健康保険税、項1の国民健康保険税で、一般被保険者国民健康保険税で57万6,000円が減額になっています。その部分に対して、先ほど説明で言いました、次に款3の県支出金、項1の県負担金補助金で、目2の災害等臨時特例補助金、これで34万6,000円、これが60%になります。残りの先ほど言いました、40%は特別調整交付金で支給される。歳出のほうは、この保険税の減免ですので、歳入部分だけになりますので、歳出のほうはありませんので、今回の場合はそういうことで、保険税の減免に対する補填分ということになります。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 歳入のほうで調整したということですか。分かりました。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第10号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第3、議案第11号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑通告がありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第11号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第4、議案第12号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第12号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第5、議案第13号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

11番船川京子議員。

○11番（船川京子君） それでは質疑をさせていただきます。

9ページ、款3地域支援事業費、項3一般介護予防事業費、これまでも他の議員から心配の声が上がった部分ではあると思いますが、249万2,000円の減額についてお尋ねいたします。内容の変更や中止など、コロナ禍の中で選択せざるを得ない状況は、大変よく理解

いたします。そして、高齢者の皆様の命を守る選択をされた姿勢は、強く支持するところです。しかしながら、コロナ禍が長期化して長期間対応不可能な状況が続いていく中、介護予防事業における現場の対応をどのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質疑に対する答弁を求めます。

三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

9 ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項3一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費で249万2,000円の減額でございます。

こちら事業の説明でございますが、こちらは、全ての1号被保険者を対象とする各種介護予防事業や相談指導等の事業を実施し、積極的に介護予防に取り組む高齢者を増やすこと、また、高齢者自身が地域の介護予防活動に取り組む地域社会づくりを目的としておりますが、現在、保健福祉センターで実施しております介護予防のための各教室や体操等の集団で実施するものについては、コロナ感染防止対策に伴い、中止や内容の変更をしております。

保健福祉センターでは、介護予防教室休止等に伴い、参加できない方に対するフォローとしまして、電話で教室の休止を伝えるとともに、現在の体調や自宅で行っている予防運動の内容や生活状況等を確認し、健康の維持に必要なアドバイスを実施しております。その際には、休止の間は教室が再開される日を楽しみに待ちながら、自宅生活の中で工夫し、予防活動や電話等で人との交流を絶やさないようにしているといった様子うかがえる方や、一般の集会等が休止となっている間は、介護予防教室であっても集団での活動への参加に不安を抱いているといった意見などもございました。なお、個別相談に関しては、休止せずに感染予防対策を行った上で実施をしております。

また、シルバーリハビリ体操やフリフリグッパ体操の方法について、町公式ホームページに掲載するなど、自宅での日常生活の中に介護予防に役立つ活動も取り入れることを習慣づけ、健康維持に取り組んでいただけるよう働きかけをしております。今後もよりよい方法等を検討し、周知をしてみたいと考えております。

次に、住民交流通いの場事業につきましては、ボランティアの方々が主体となっただき、通いの場を運営できるよう支援する事業でございますが、現在は、各通いの場の活動団体と連絡を取りながら、新型コロナウイルス感染症対策についての情報提供や相談等をしており、各団体が休止や開催方法変更についての決定をしていただいております。歌を中心とした活動や人数が多い通いの場などはいまだ再開できていない現状でございますが、今後もボランティアの方々や参加者が安心して活動を再開し、また、その活動を継続していくことができるように、情報提供や相談、また、支援をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今の課長の説明で大変よく理解するとともに、現場の担当職員の方、また、そこに関係するスタッフの方の尽力が痛いほど伝わってくるような思いで、説明を聞かせていただきました。

次の私の発言がもし質疑の範囲を超えて適切でないのであれば、議長のほうから御注意を賜りたいと思います。

そこで、一つお尋ねしたいと思います。これだけコロナ禍の中、現場業務が複雑的にも重なり合う中、職員の皆様、また、関係スタッフの皆様、それぞれのメンテナンス、また、物理的にも対応し切れているのかどうか、ちょっとその現場の対応についてお尋ねしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

現場の対応についてでございますが、確かに通常業務がございまして、それ以外に、今、コロナの対策に追われているような状況の中で、やはり、それぞれの業務、事業に対応していくのは、実際に通常の業務だけしている場合とはかなり業務量も増えますし、大変なところはございます。ただ、町民の皆さん、また、これは高齢者、先ほどもお話ししましたが、高齢者が介護予防に参加された場合、今度その高齢者の方だけでなく、自宅にお戻りになればお子さんもいらっしゃると思います。お孫さんもいらっしゃると思います。その方に対する感染に関しても、注意を払っていかねばいけないと思っています。そのあたりも気をつけながら、これからも業務のほうを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質疑が終わりました。

次に、5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 介護保険特別会計予算（第4号）で、6ページの歳入、第1号被保険者保険料で500万円、これは特別徴収現年度分、それと、3番で普通徴収の滞納繰越分、滞納額70万円について、これ、なぜ3月になって、この大きな500万円とかが入ってくる、これ歳入に入れたの。これ500万円について説明してください。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

6ページをお願いいたします。

款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1特別徴収現年度分の500万円の増額についてでございますが、当初予算計上時は、第1号被保険者の特別徴収件数を6,400件と推計し、低所得者の第1段階から現役並み所得の第9段階までの各段階別の保険料及び件数から3億6,084万1,000円を見込み、計上しておりましたが、徴収件

数及び金額が伸びており、保険料収入の増額が見込めることから、今回の増額補正にて計上させていただきます。

こちら、特別徴収ですが、年金受給者の方が年金から引かせていただいております。こちらは、65歳到達の誕生月によって徴収月が変わってきます。例えば4月から7月にお生まれになった方ですと、翌年度の4月から徴収が開始になります。10月、11月の方は、やはり翌年度の6月というふうに、順次、徴収月も変わってくるわけでございます。それと所得に応じて、保険料も変わってきます。ですから、当初の段階では予測がつかない。最終的にある程度の見込みの金額が出たときに増額をさせていただくような考えで、今回の補正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） ただ一番気になったのは、500万円という数字で、3月の補正で。それで、最終的に出納閉鎖できちんとした金額が出るんでしょうけれども。それと、滞納繰越分で、これは現在の滞納のね、これ調定額は幾らあって、これ保険料だから、2年で時効になっちゃうと思うんですよ。それで、不納欠損はあったのかどうか、その辺説明してください。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

現在、令和3年度の滞納額の調定でございますが、428万9,000円でございます。また、不納欠損につきましては、現時点での予定ですが、こちらは188万4,000円を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 不納欠損を予定している、今、188万円ですか。これは不納欠損、どういう形の方が不納欠損に当たるか。どっか行っちゃって、分からなくなって、徴収できないとね。特別徴収だったら、年金から引いちゃうから何ら問題ないんだけど、その辺の、この不納欠損の180万円の説明してください。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

理由についてでございますが、多数いらっしゃるのとは生活困窮ですとか、納付をすることによって生活ができなくなってしまうとか、そういった方が多くいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第13号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第6，議案第14号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システム起動します。

これから、議案第14号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第7，議案第15号 利根町農業委員会委員の任命についてから日程第14，議案第22号 利根町農業委員会の任命についてを一括議題といたします。

質疑通告議員は1名です。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

議案第15号ということで質疑通告してございますけれども、議案第22号までに絡んでの質疑だということで御理解の上、御答弁いただければと思います。

そこに質疑の内容をちょっと書いておいたんですが、この農業委員会の任命について、選定基準、あるいは選定理由、選定過程、公平性、透明性について、どのように行われてきたのかということについてお聞きしたいと思います。

また全体的に、何名この応募があったのか、推薦やら個人の立候補も含めて、何名いたのか、その辺も含めて御答弁ください。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 御質疑にお答えいたします。

農業委員につきましては、令和4年3月に任期満了を迎えることから、令和3年11月15日から12月17日までの間、公募を行ったところ、定数8名に対し、11名の応募がございました。農業委員に選任すべき者の選考に当たっては、利根町農業委員会の委員選任に関する規則第6条第1項の規定に基づき、委員の選任過程の公正性及び透明性を確保するため、利根町農業委員候補者評価委員会に、候補者の評価及び意見を求めました。その意見を参考に、8名の方の選任議案を上程させていただいたわけでございます。

選定に当たっては、農業委員会に関する法律の規定にある認定農業者等で過半数を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しないものを含むこと、委員の年齢、性別等に著しい偏りが無いことに配慮したほか、評価委員会から意見のあった4項目、一つ目として、農業委員の所属地区に大きな偏りが生じないようにし、基盤整備の実施状況を踏まえ、文・布川地区で5名、文間地区で2名、東文間地区で1名程度とすべき。二つ目として、現在、女性農業委員は3名いるので、今回も同数の女性農業委員を選任すべき。三つ目として、現在、農地利用最適化推進委員を務めている候補者の選任について、推進委員ではなく農業委員として応募していることから、特に意欲があると思われるため配慮すべき。四つ目として、新人の候補者の選任について配慮すべきとの意見を参考に選任したものでございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今お聞きいたしました11名の応募があって、今回、そのうち3名を任命するに至ったというふうなお話でございました。少数の中で3名を落とす、大変難しい作業があったかと思うんですけども、この3名の方というのは、この8名の方と比べてどういう点が劣っていたのか、その辺お分かりであれば。全体的じゃなくて、こういう点ですよということでもってお話いただければありがたいです。

○議長（新井邦弘君） 近藤農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それではお答えします。

評価委員会ではどのような評価を行ったのかにつきまして、評価委員におきましては、候補者の経歴等に基づく評価のほか、意欲、熱意、地域との調和が図れるかなどといった点についても審議しました。

なお、個別の候補者の評価結果につきましては、人事案件で、個人に関する情報も多く含まれておりますので、これ以上お答えすることはできません。

以上でした。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 人事案件ですのでこの辺にとどめたいと思いますけれども、農業委員会も大事な執行機関でございます。また、今年から土地改良事業なども始まっております。振興計画の中では十次産業等のやつの、この文言も入っているようでございますけれども、大事な機関だという認識しておりますので、8名の方の御活躍をお祈り申し上げて終わりたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第15号 利根町農業委員会委員の任命についてから議案第22号 利根町農業委員会委員の任命についてを、それぞれ採決します。

まず、議案第15号を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第15号は原案について同意されました。

次に、議案第16号を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって議案第16号は原案について同意されました。

次に、議案第17号を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第17号は原案について同意されました。

次に、議案第18号を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第18号は原案について同意されました。

次に、議案第19号を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第19号は原案について同意されました。

次に、議案第20号を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第20号は原案について同意されました。

次に、議案第21号を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第21号は原案について同意されました。

次に、議案第22号を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは、投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第22号は原案について同意されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第15、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日3月10日から3月16日までの7日間は、予算審査特別委員会及び議案調査のため休会にしたいと思えます。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回3月17日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後零時07分散会